

特定非営利活動法人おおやま MIRAI デザイン研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おおやま MIRAI デザイン研究所(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市上滝 507-1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、富山市大山地域に縁がある市民が主体となって、地域資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、子どもを対象とした余暇活動支援および地域内外の子育て支援体制の充実を図り、もって地域社会の活性化と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表に掲げる次の種類の特定非営利活動を行う。

1. まちづくりの推進を図る活動
2. 子どもの健全育成を図る活動
3. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
4. 社会教育の推進を図る活動
5. 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

1. 子どもの余暇活動支援事業(自然体験、学習支援、スポーツ活動 等)
2. 子育て支援事業(保護者支援、緊急預かり、放課後対応 等)
3. 地域交流イベントの開催事業(祭り、バザー、ワークショップ 等)
4. 地域資源を活用した観光・文化事業
5. 二地域居住促進・地域活性化に関する調査・研究・提言事業

(2)その他の事業

1. 地場産品・関連グッズ等の販売事業
2. 会員向け研修・講座の開催事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

1. 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体であって、総会における議決権を有するもの
2. 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体であって、総会における議決権を

有しないもの

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、特別の理由がある場合を除き、入会を認めなければならない。

3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
3. 継続して2年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。この場合は、退会届を代表理事に提出するものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この定款その他の規則に違反したとき
2. この法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき
3. その他上記に準ずる、社会通念上やむを得ない除名すべき正当な事由があるとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3人以上7人以内
2. 監事 1人以上2人以内

(選任等)

第13条 役員は、総会において選任する。

- 2 代表理事と副代表理事は、理事会において互選する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了前に辞任または解任されない限り、後任者が就任するまでその職務を行う。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2/3 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 23 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 1/2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の1/3以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第2項及び第 37 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3/4 以上の多数による議決を経かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3/4 以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3/4 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	森ウオラック香織
------	----------

副代表理事	眞正祥子
-------	------

理事	伊豆千賀子
----	-------

監事	小林育美
----	------

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から2026年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 正会員入会金 | 0 円 |
| 正会員会費 | 1,000 円 (1 年間分) |
| (2) 賛助会員入会金 | 0 円 |
| 賛助会員会費 | 5,000 円 (一口) |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人おおやま MIRAI デザイン研究所

記

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	森田 香織		無
副代表理事	眞正 祥子		無
理 事	伊豆 千賀子		無
監 事	小林 育美		無

備考

- 1 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代社会において、地方都市や中山間地域は少子高齢化や人口減少により、地域の活力が失われつつあります。特に大山地域においては、地域資源の活用不足や若者世代の流出などにより、将来の持続的な発展に課題が山積しています。私たちは、この地域に縁のある人々が世代を超えて共に学び、働き、支え合う「地域共生型社会」をデザインし、未来へとつなげていくことを目的として、特定非営利活動法人おおやま MIRAI デザイン研究所を設立するものです。

本法人は、子育て世代や高齢者、障害のある方々を含め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進し、さらに地域資源を活かした新しい価値創造や人材育成を進めることで、持続可能な地域社会を実現します。

具体的には、①子どもの余暇活動支援②子育て支援③多世代・地域交流の場の創出④地域資源を活用した調査研究と情報発信⑤二地域居住促進・地域活性化事業を展開し、地域の未来を市民自らがデザインしていける環境づくりに寄与します。

2 申請に至るまでの経過

2025 年 6 月 21 日 第 1 回設立準備会

2025 年 8 月 20 日 第 2 回設立準備会

2025 年 8 月 21 日 設立総会

2025 年 8 月 21 日

特定非営利活動法人おおやま MIRAI デザイン研究所

設立代表者 氏名 森 ヲリック 香織

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から2026年 9月30日まで

特定非営利活動法人おおやま MIRAI デザイン研究所

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、Instagram ム開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① 子どもの 余暇活動 支援事業	・自然体験活動を実施する。	(A) 小学校放課後・長期休暇期間（夏期及び積雪時） (B) 小見小学校 他 (C) 5人	(D) 大山地域内外小学生 (E) 20名	170,000
② 子育て支援事業	・放課後児童の学童保育	(A) 小学校放課後・長期休暇期間 (B) 上滝保育園 (C) 1名	(D) 小見小学校児童 (E) 8名	10,000
③ 地域交流イベントの開催事業	・多世代交流型コミュニティイベントの開催	本事業年度は開催準備	—	—
④ 地域資源を活用した観光・文化事業	・立山信仰について学ぶ	本事業年度は、実施予定なし	—	—
⑤ 二地域居住促進・地域活性化に関する調査・研究・提言事業	・地域創生実践塾参加	本事業年度は、実施予定なし	—	—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① 地 場 産 品・関連グ ッズ等の 販売事業	・当事業に関し、会員相互の意見交 換会を開催する。	(A) 12 月 (B) 当法人事務所 (C) 10 名	10, 000
② 会 員 向 け 研 修 講 座 の 開 催 事 業	・当事業に関し、会員相互の意見交 換会を開催する。	(A) 2 月 (B) 当法人事務所 (C) 10 名	10, 000

設立翌事業年度の事業計画書

2026年10月 1日から2027年 9月30日まで

特定非営利活動法人おおやま MIRAI デザイン研究所

1 事業実施の方針

- ・ 設立翌事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、インスタグラムを随時更新する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① 子どもの 余暇活動 支援事業	・ 自然体験活動を実施する。	(C) 小学校放課後・長期休暇期間（夏期及び積雪時） (D) 小見小学校 他 (E) 5人	(D) 大山地域内外小学生 (E) 20名	180,000
② 子育て支援事業	・ 放課後児童の学童保育	(A) 小学校放課後・長期休暇期間 (B) 上滝保育園 (C) 1名	(D) 小見小学校児童 (E) 5名	10,000
③ 地域交流イベントの開催事業	・ 多世代交流型コミュニティイベントの開催	(A) 2026. 秋 (B) 大山地域 (C) 10名	(D) 大山地域内外住民 (E) 不特定多数	30,000
④ 地域資源を活用した観光・文化事業	・ 立山信仰について学ぶ	本事業年度は、実施予定なし	-	-
⑤ 二地域居住促進・地域活性化に関する調査・研究・提言事業	・ 地域創生実践塾参加	本事業年度は、実施予定なし	-	-

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
⑥ 地 場 産 品・関連グ ッズ等の 販売事業	・当事業に関し、会員相互の意見交 換会の結果を基に試作を行う。	(A) 5 月 (B) 当法人事務所 (C) 10 名	10,000
⑦ 会 員 向 け 研 修 講 座 の 開 催 事 業	・当事業に関し、会員相互の意見交 換会を基に講座を開催する。	(A) 2 月 (B) 当法人事務所 (C) 10 名	30,000

備考

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2の「定款の事業名」の欄には、定款第5条に規定する事業名を記載する。
- 3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 4 2の「支出見込額」の欄には、活動予算書に記載する事業費との整合性を図るものとする。
- 5 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めていない場合は、2の(2)の表は不要とする。

様式例（定款にその他の事業が掲げられている場合）

設立当初の事業年度活動予算書
法人成立の日から2026年9月30日まで
特定非営利活動法人おおよまMIRAIデザイン研究所
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	10000		10000 0
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益			0 0
3. 受取助成金等 受取民間助成金			0 0
4. 事業収益 子どもの余暇活動支援事業収益	200000		200000 0
5. その他収益 受取利息 雑収益			0 0
経常収益計	210000	0	210000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	132000		132000 0 0 0
人件費計	132000	0	132000
(2) その他経費 報償費 消耗品費 減価償却費	48000 0	20000	0 68000 0 0
その他経費計	48000	20000	68000
事業費計	180000	20000	200000
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			0 0 0 0 0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 賃借料			0 0 0 0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	180000	20000	200000
当期経常増減額	30000	-20000	10000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	-20000	20000	0
当期正味財産増減額	10000	0	10000
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			10000

様式例（定款にその他の事業が掲げられている場合）

2026年度 活動予算書
2026年10月1日から2027年9月30日まで
特定非営利活動法人おおやまMIRAIデザイン研究所
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10000		10000
賛助会員受取会費	10000		10000
2. 受取寄附金			
受取寄附金			0
施設等受入評価益			0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			0
4. 事業収益			
子どもの余暇活動支援事業収益	250000		250000
5. その他収益			
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計	270000	0	270000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	187000		187000
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	187000	0	187000
(2) その他経費			
報償費		30000	30000
消耗品費	43000		43000
減価償却費			0
減価償却費			0
その他経費計	43000	30000	73000
事業費計	230000	30000	260000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			0
旅費交通費			0
減価償却費			0
賃借料	10000		10000
その他経費計	10000	0	10000
管理費計	10000	0	10000
経常費用計	240000	30000	270000
当期経常増減額	30000	-30000	0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	-30000	30000	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			10000
次期繰越正味財産額			10000